

ドキュメント

太平洋戦争

2億一心かけ声のもとに

安田 武・解説

ドキュメント

太平洋戦争

2へ一億一心かけ声のもとに
安田 武・解説

安田 武	評論家、『戦争体験』
岩井 忠熊	立命館大学教授、『明治国家主義思想史』
勝山 俊介	作家、『回転軸』
大槻 健	早稲田大学教授、『愛国心教育の史的究明』
山村 直樹	作家、『追尾の連撃』
山下 敏子	婦人問題研究家
川口志保子	作家
加太こうじ	評論家、『昭和大海盗』
丸岡 秀子	評論家、『ある戦後精神』

ドキュメント太平洋戦争②
 <一億一心>かけ声のもとに

1975年7月10日 第1刷発行

解説 安田 武
 発行所 今田 保
 印刷者 三 進
 発行所 汐文社

千代田区外神田2-3-2
 03-253-5970
 京都市下京区七条河原町西南角
 075-341-6278

刊行の辞

1

太平洋戦争は、おそらく日本歴史上最大事件であると言つてもよいのではあるまいか。社会のあり方を一変させた変化の大きさについていえば、無階級無政府、そして野生の動植物を食料としていた原始社会から、階級と支配権力が発生し、農業耕作を主要生産とする社会への移行と、極東の列島にとじこもり前近代の封建社会の伝統の内に埋れていた日本から、世界の資本主義近代社会の潮流の中に身を投じた日本への変貌と、このきわめて遠い時期ときわめて近い時期とに生じた二つの社会構造の変化に比べるならば、太平洋戦争による日本の変化は、あるいはそれらよりもひとまわり小規模の変化というランクづけができるかもしれない。しかし、前の二つの社会的変革が、何ほどかの犠牲なしには進まなかったにしても、比較的になチュラルな歴史の発展として完了し、価値判断を加えて言えば、大局的に大きな進歩として評価せられる歩みであったのところが、太平

洋戦争は、日本歴史上前後に例のない惨禍を伴った悲劇であったという点で、他の歴史上の諸事件とはまったく比べるのできない凄絶きわまるできごとであった。

石器時代、少くとも縄文時代から数えて一万年にちかい年月を闊^けくした日本人の歴史の中で、太平洋戦争という比類の無い大事件を体験するように運命づけられた私たち戦前戦中世代の日本人は、この大事件の生証人として、どの時代を生きた日本人よりも、かけがえのない貴重な体験を経ていると言ふべきであろう。その体験は、「御一新」という明治維新を生きぬいて、封建社会から資本主義社会への推移を体験してきた私たちの曾父母や曾祖父母たちの世代の人々の体験と異なり、思い起しただけでさえ心暗くなる辛酸と悲憤と痛恨とにみちみちている。したがって、これだけかけがえのない体験を身につけながら、ことさらに口をとして体験を語ろうとしない人々も多いという。

私は、その人々の気持を理解することができる。しかし、私たちがその体験を私たちの肉体とともに火葬場のカマドの中で煙と化せしめ、あるいは土葬の塚穴の中の土と化せしめてしまい、ついに体験者が一人も生き残っていない、戦後世代の人々だけの時代が到来するとしたならば、もはやその体験は文字としてまたは写真として、残された記録以外に何も無くなってしまふほかない。戦争が終ってまだ三十年にしかならない今日でさえ、社会の大半は戦争体験の無い世代で占められているのだ。余生が次第に短くなって行く私たちが、今のうちに一つでも多く戦争体験を客観化しておかなければ、手おくれになる時期が目前に迫っている。私たちの世代の何百万人かが戦火の中に散って行った。死者は語らない。手記や作品を残した死者も多いが、すべてをありのまま感ずるままに書きのこす自由の無かった時期に書かれた文章に、すべてがつくされているはずはない。同世

代の多くの同胞が戦火に斃れたなかに生き残った私たちには、生ある間に少しでも戦争の真実を次の世代に語り伝える義務があると思う。

以上は私一個人の所見であって、このシリーズの編集責任者でない私に、執筆者諸氏が私と同じような考え方で執筆に当られたかどうかを確めるすべはない。しかし、さまざまな多様な立場にあられるこれだけ多数の方々が、この企画の意義を認め進んでそれぞれの主題の執筆を快諾されたのは、たぶん私の平素考えている右のような所見と、同じでないまでもそれほど遠くない動機からではないかと想像し、汐文社から請われるままに、私がかつてに忖度した本シリーズ刊行の意義を一筆した次第である。

一九七五年五月三日憲法記念日に

家永 三郎

目次

学徒出陣

若干の予備知識
その数約十三万
繰上げ卒業
動員・疎外
世代の宿命

安田 武……11

戦火のなかの青春

「戦中派」のわたし
わたしたちの受けた教育
戦時下の学生生活
海軍二等水兵
海国予備学生
海軍航海学校
震洋特攻隊

岩井 忠態……31

59 55 50 47 39 35 32 24 21 18 15 12

出撃・遭難

川棚突撃隊天草派遣隊―終戦―

学徒動員

―史実と体験でつづる軍需工場の学生生活―

勝山 俊介 71

最初は学校農場

蒙古の紙幣

日立亀有工場

ついに通年動員

動員学徒の一日

消えた帰校の夢

北国への旅

工場の教師像

動員「報償金」

麻雀と待避壕

今君の死

表彰式の席上で

奇妙な怠業

天皇の放送

指導工と看護婦

軍国主義教育とこども

「国体の本義」と教育

「教育審議会」

「国民学校」

「皇国民錬成」

「教科統合」

国定教科書

「錬成方式」

「学徒動員」、「学童疎開」

戦争と教育、そして子ども

学童疎開

― 稗史としての一体験 ―

大槻

健
…
105

101 99 98

山村

直樹
…
135

108 109 110 112 114 116 123 126 128

はじめに

行政措置としての学童疎開

出発

シラミのこと

食べもののこと

脱走

少国民の任務

少国民の悲哀

天皇制への憎しみ

おわりに

女子勤労挺身隊

本野ヶ原の強制買収

根こそぎ動員体制

寮生活

軍需工場

猛爆

山下

敏子…

遺体処理
遺書は証しする

天翔る夫

たたかいの街
死の出撃
空襲
かえらぬ一機
混乱の町
未明の空襲
焦土をすぎる
加賀白山
最後の進発

隣組と防空・防火演習

最初の防空演習
隣組の発足

川口志保子… 203

198 196

加太こうじ… 227

228 233

209 207 204 211 214 216 218 220 223

空襲がはじまる
空襲の記録から

戦争と飢餓と主婦

強制された飢餓

『決戦食生活工夫集』

空襲下の飢餓訓練

そして敗戦

解説

丸岡 秀子… 257

248 238

安田 武… 276

271 267 262 258

学
徒
出
陣

安
田

武

若干の予備知識

電報で要旨はおわかりになったかもしれませんが、ここに改めて、今回の学徒徴兵のことについて記します。十月二日の緊急勅令で適齢に達せる全学生は十月二十五日より十一月五日まで徴兵検査を受け、十二月一日入営ということに定まりました。今度は身体不具または現在疾病のある者以外丙種（これまでは兵役免除）でも入営することになったのですから、小生ももちろんはいります。理科、医科、農科の学生は入営延期のほうですから当分の間はいりません。法文経の諸科はそれゆえ教育停止されるわけで、この種の学校は以後当分教育は続けられず結果としては廃止の運命です。

その時、商科大学（現一ツ橋大）の本科一年生だった板尾興市は、応召して御蔵島にいる父親にあって、右のような手紙を書き送っている。

昭和十八年十二月一日の「学徒出陣」については、そのこと自体に触れる前に、今日では、あらかじめ若干の予備知識といったものなしには、若い読者に理解がつかぬだろう。「予備」知識とは、差しあたって、つぎの三つのことである。

第一、明治憲法のもとにあっては、満二十歳に達した国民男子ひとり残らず、「兵役の義務」が課せられていた。従って、二十歳になった「壮丁」は、それぞれ出生地の「連隊区」において、徴兵検査を受けた。検査の結果、「甲種」合格となった者は、「現役兵」として直ちに入隊、通常、二年間の軍務に服さねばならぬ。「乙種」は「予備役」とされ、有事の際の「応召」を義務づけら

れ、「丙種」で兵役を免除されることになっていた。(但し、この制度は、昭和十二年の日中戦争開始以後は、戦線の拡大につれて、そのつどつぎつぎに改正されていた。私自身のことをいえば、昭和十八年、第二乙種で現役入隊となった。) いずれにせよ、当時はいわゆる「国民皆兵」だったのである。

第二、しかしながら、この制度には特例があった。文部省が正式に認可した大学、高等専門学校に学ぶ学生にたいしては、満二十六歳まで、「徴兵を延期」することができるという特例である。ところが、この特例には、歴史的に大変皮肉な矛盾があった。というのは、こういうことである。周知のとおり、昭和六年(一九三一年)、そのころの満州(現中国東北地区)の柳条溝ではじまったいわゆる「満州事変」は、やがて昭和十二年、北京郊外・盧溝橋事件を発端に、中国との全面戦争に発展する。そして、その戦線が拡がり、戦いが長期化するにつれて、当然、深刻な問題となってきたひとつに、前線における下級将校、指揮官の不足ということがあった。わが国の軍制では、これまで将校の養成は、陸軍の場合、陸軍士官学校が、海軍の場合は海軍兵学校が専らこれに当たってきたが、もはや、そうした軍学校の養成機関だけでは間にあわなくなったわけである。「皮肉」といったのは、戦争が長期化し、軍が下級将校の不足に悩まされる頃から、大学、高専校への「進学率」が上昇して、あの「特例」の実際の適用範囲もまた、拡がっていった、という事実にはかない。

そして、第三には、もう一つこういう事情が介在している。第一次世界大戦後の国際的な「軍縮」風潮のなかで、わが国も、陸軍四カ師団の削減(大正十四年)を余儀なくされたが、このため余剰となった将校の処置に困窮した政府は、中等学校以上の教育課程に「軍事教練」を設け、各学校へ「配属将校」を送りこむことで、軍人にたいする「失業」対策とした。以来、「軍事教練」は学

学校教育の正課目として、だいたい週二時限ぐらいを単位に、学生、生徒に義務づけられていたのである。

従つて、中等学校以上の卒業生は、それぞれの学生生活において、すでに基礎的な軍事教育を終了していた、ということになる。前線指揮官の不足に頭を悩ましている軍にとって、これら学校卒業生ほど恰好の補充員はないだろう。彼らを軍に入隊させ、短期の幹部教育を施して、前線へ送り出せばよいわけである。陸軍の場合の幹部候補生制度、海軍における予備学生制度が、こうして一時代の脚光を浴びるに至るのである。

以上、三つの歴史的、制度的な経緯のからまりのなかで、さて、そうなってくると、一番厄介な問題は、学生たちに「徴兵の延期」を認めた「特例」ということになってくる。この特例があるかぎり、満二十六歳まで、学生たちを軍に投入することができないからだ。

昭和十八年秋九月、時の東条（英機陸軍大将）内閣は、定例閣議において、ついにこの「特例」の停止に踏みきった。もともと、兵役法第四十一条には、学生の「徴集ヲ延期ス」る特例と並んで、その第四項には「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」という「特例」の「特例」もまた明記されてあったのである。

議会でこの承認も、文部省や学校当局との折衝も必要としなかった。「兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ間在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」という勅令（七五五号「在学徴集延期臨時特例」）一片で十分だった。東条英機閣僚による閣議「決定」で、十数万学生の命運は定まったというべきであらう。